

# 個人版事業承継税制のポイント

平成31年度税制改正大綱において、個人事業者の集中的な事業承継を促すため、後継者が事業用資産を先代から承継した際に課される贈与税・相続税の負担を大きく軽減する、新制度の創設が決まりました。

## 1 多様な事業用資産が対象です。

事業を行うために必要な、多様な事業用資産が対象です。

○**土地・建物**（土地は400㎡、建物は800㎡まで。）

○**機械・器具備品**

（例）工作機械・パワーショベル・ガソリン給油機・冷蔵庫・診療機器 等

○**車両・運搬具**

○**船舶**

○**生物**（乳牛、樹体等の償却資産）

○**無形償却資産**（特許権等） 等

【農機具】



【工作機械】



【診療機器】



## 2 相続税だけでなく、贈与税も対象です。

生前贈与による、早め早めの事業承継の準備を応援します。

## 3 対象資産の納税額の全額(100%)が納税猶予されます。

後継者の承継時の現金負担が軽減されます。

## 4 10年間の時限措置です。

平成31年1月1日～平成40年12月31日の間に行われる相続・贈与が対象です。待ったなしの課題である事業承継を、集中的に支援します。

【注1】制度を活用するためには、

①経営承継円滑化法に基づく認定が必要です。

②平成31年度から5年以内に、予め承継計画を提出する必要があります。

※青色申告者が対象となります。

【注2】既存の事業用小規模宅地特例との選択制です。

# 個人と法人の事業承継税制

個人版事業承継税制（※）		法人版事業承継税制	
相続税・贈与税の 納税猶予制度	税制	相続税・贈与税の 納税猶予制度	
10年間の時限措置 (平成31年～)	期間	10年間の時限措置 (平成30年～)	
100%	猶予割合	100%	
土地、建物、機械・器具備品等	対象資産	非上場株式	
・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件	要件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件	

※小規模宅地特例との選択制

## 法人の事業承継税制の抜本拡充（平成30年度実施済み）

### 1 経営環境変化に対応した減免制度の導入

改正前

後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、承継時の株価を基に贈与・相続税が課税されるため、過大な税負担が生じる。

現在

売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。

### 2 対象株式数の上限を撤廃し猶予割合を100%に拡大

改正前

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3まで。また、相続税の納税猶予割合は80%。

現在

対象株式数の上限を撤廃し全株式が適用可能に。また、納税猶予割合を100%に拡大。

### 3 雇用要件の抜本的見直し

改正前

事業承継税制の適用後、5年間で平均8割以上の雇用を維持できなければ、猶予された税額の全額を納付。

現在

5年平均8割が未達成の場合でも猶予を継続可能に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

### 4 対象者の制限を大幅に緩和

改正前

一人の先代経営者から、一人の後継者へ贈与・相続される株式が対象。

現在

親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。

※平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間の贈与・相続について適用。